

2024 年 1 月 4 日

体験会助成金制度のご案内

統括支部活動推進委員会
普及委員会

- ・ 体験会開催を支援する「助成金制度（普及促進体験会開催助成制度）」ができました。スクエアダンスを広く普及させるには、まずはスクエアダンスの楽しさをより多くの方に知っていただく機会を設けることが大切です。
- ・ 上記制度について「[普及促進体験会開催助成金要項](#)」を定めましたので、多くの体験会が実施されることを期待しています。
- ・ 対象となる「体験会」は、S 協関連団体が主催・共催・主管し計画・実施する体験会です。広く一般の方にスクエアダンスの楽しさを知っていただくことを目的としていますので、各クラブで行う“初心者講習会に先行する無料体験会・無料講習会”には適用されません。
- ・ 本要項は、制定日（令和 5 年 9 月 23 日）以降開催の「体験会」から適用されます。
- ・ 制度を利用するための手続きは次のようになります。
 - ① 開催1か月前までに申請書を統括支部長経由で普及委員会委員長に申請する。
 - ② 2週間前までに認可・不認可を普及委員長から通知する。
 - ③ 体験会実施後、請求書を統括支部長経由で事務局に提出する。
 - ④ 普及委員長が支給金額を決定し、通知するとともに助成金を支給する。
 - ⑤ 本要項は、制定日（令和 5 年 9 月 23 日）以降開催の「体験会」から適用されます。
- ・ 詳細は、本稿次頁に掲載の「普及促進体験会開催助成金要項」および「体験会助成金申請書」をご覧ください。また、不明な点は事務局にお問い合わせください。
- ・ 別ページ「[申請書様式](#)」 19－2：Excel-編集用

普及促進体験会開催助成金要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、広くスクエアダンス（以下「SD」という）の普及促進を図るために開催する体験会に対して、費用の一部を助成するために必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 本要項の対象は、統括支部（複数の県連から構成されるブロックを含む。以下同じ。）、都道府県スクエアダンス連絡協議会（以下「県連」という。）又は、本協会登録団体（正会員）が主催、共催又は主管する事業の内、SDの普及促進を目的として開催する体験会とする。

2 各クラブで行う初心者講習会に先行して例会で実施される無料講習は対象とはしない。

(助成金の予算化)

第 3 条 助成金の予算要求は、普及委員会委員長（以下「普及委員長」という。）が行う。

2 予算要求は、定められた時期までに財務委員長に対して行う。但し、特別に緊急を要すると認められる場合はこの限りでない。

(助成金支給対象事業の申請)

第 4 条 助成金を申請する者は、別表 1 の助成金申請書、および添付資料（当該事業の計画書（開催要領で（チラシ等でも）代行可）を所属する統括支部長の認可を経て、実施 1 か月前までに普及委員長に提出し、助成金の支給対象事業の認定を申請しなければならない。ただし、実施することが急遽決定した場合においては、この限りではない。

2 当該事業の講師（複数いる場合は全員）は、S 協実技指導者ライセンス資格を有する者又はそれに準じると当該統括支部長が判断した有識者とする。

3 助成金の対象となる事業は、1 回あたり 1 時間以上の体験会とする。

(対象事業の認定)

第 5 条 前条の申請を受けた普及委員長は、助成金の認定の可否を判断し、実施 2 週間前までに申請者にその結果（認定の可否および助成金額）を通知する。

2 助成金の対象は、以下のものとする。

- (1) 会場費（会場利用料）
- (2) 機材費（機材借用料）
- (3) 資料費（配布資料作成・コピー費用）
- (4) 講師費（交通費含む）
- (5) 運営費（渉外費・運営役員およびエンジェルダンサーの日当・交通費等）

(助成金の請求および支給)

- 第 6 条 助成金の認定を受けた者は、助成金請求書に実施報告書(含む決算報告書)を添付し、開催後速やかに普及委員長に提出する。
- 2 普及委員長は、添付書類等を審査し、妥当と判断した場合は、助成金支給を決定する。助成金の支給は、原則として助成金認定決定順に決定する。
- 3 普及委員長は、当該事業の関連資料を整えたうえで、支払い手続きを行う。
- 4 助成金の上限は、1 体験会開催につき、第 5 条第 2 項の合計額に対し 3 万円とする。
- 5 他の助成金制度、補助金制度から支給を受ける場合は、その内容・金額を勘案し支給額を決定する。
- 6 助成金の総額は当該年度予算範囲内とし、原則として予算を超えない範囲で助成金の支給を行うものとする。ただし、5 %以内の超過となる場合は、会計規程に基づき超過支出することができる。

(結果・成果の報告)

- 第 7 条 普及委員長は、本助成事業の状況について、適宜執行理事会に報告し、必要に応じて理事会に報告する。また、SD 普及活動に有効であったと思われる体験会事業に関しては、本協会機関誌へ掲載し情報の共有化を図る。

(解釈および運用)

- 第 8 条 この要項に定めない事項および疑義ある場合は、その解釈および運用について、執行理事会がその都度事情を考慮して決定する。

(改 廃)

- 第 9 条 この要項の改廃は、執行理事会の承認を得るものとする。

付 則

(施行日、改定日)

- 第 1 条 この要項の施行日は次の通りとする

施行日 令和 5 年 9 月 23 日

「申請書様式」

SD普及のための体験会開催助成制度

1. 手続きの流れ

- ① 開催1か月前までに申請書(計画書・掲載案内(要項)等を添付)を統括支部長経由で事務局を通じ普及委員長に申請。
- ② 助成金認可可否は2週間前までに普及委員長より通知。
- ③ 体験会実施後は、報告書(写真含む)および決算書を添付し請求書を統括支部長経由で事務局に提出する。
- ④ 普及委員長が支給金額を決定し、支給決定通知書により通知するとともに事務局から助成金を振り込む。

2. 各書類記入上の注意点

申請者が記入していただく書類は、本ファイル シート 1 および2-a ～ 2-d になります。

- ① 各書類の右側の注意書きを参照し記入してください。
- ② 各書類色掛けのところに記入をお願いします。
- ③ 申請書に記入した項目が他の書類にも転記されるので誤記の無いようにしてください。

ご不明な点は事務局にお問い合わせください。